

交通安全テスト (中学・高校生用)

以下の問いに答えましょう。

②～④については、正しいものには○、間違っているものには×を記入してください。

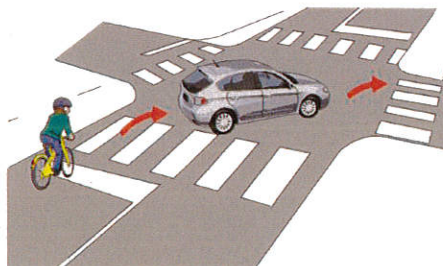
- ① 自転車で走行中、人が乗っていない駐車車両にぶつかってしまいました。
この後、どうしなければならないでしょうか。枠内に答えを書いてください。

- ② 16歳未満は運転免許証を取得できない。

- ③ 自転車で歩道を走るとき、歩行者に気をつけて建物寄りを通行した。

- ④ 大阪府では自転車条例により、自転車利用者は自転車保険の加入が義務づけられている。

- ⑤ 自転車で下の絵のような「信号のない交差点」を右折するときは、絵のように車に続いて右折してもよい。



交通安全テスト解説 (中学・高校生用)

- ① 自転車で走行中、人が乗っていない駐車車両にぶつかってしまいました。
この後、どうしなければならないでしょうか。枠内に答えを書いてください。

110番通報をするなどして、警察に交通事故の届け出をする。

★解説★

自転車でも交通事故を起こしてしまった場合、直ちに運転をやめて警察に事故の届け出をしなければなりません。

電話がなければ、周りの人に協力を求めるなどして、警察への届け出はすぐにその場でしましょう。

- ② 16歳未満は運転免許証を取得できない。

★解説★

原動機付自転車や400cc以下のバイクの運転免許は、16歳以上でなければ取得できません。

もしも、運転免許を受けないで運転してしまうと『無免許運転』となります。



- ③ 自転車で歩道を走るとき、歩行者に気をつけて建物寄りを通行した。

★解説★

13歳未満の児童等や右の標識（自転車歩道通行可）があるところは、自転車に乗ったまま歩道を通行することができますが、歩道は『歩行者優先』で、自転車は『車道寄り』を走らなければなりません。



- ④ 大阪では自転車条例により、自転車利用者は自転車保険の加入が義務づけられている。

★解説★

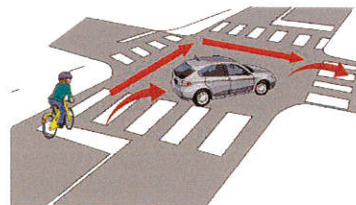
大阪府では、自転車利用者が損害賠償を負った場合の経済的負担の軽減と、被害者の保護等を目的として保険の加入が義務化されています。



- ⑤ 自転車で下の絵のような「信号のない交差点」を右折するときは、絵のように車に続いて右折してもよい。

★解説★

自転車で交差点を右折する場合は、事前に道路の左端に寄り、図のように交差点の向こう側までまっすぐ進み、右に向きを変えて、左右等周りの安全を確認してから進行しなければなりません。



＜交通安全テスト＞

解答・解説（中学・高校生用）

① 自転車で走行中、人が乗っていない駐車車両にぶつかってしまいました。

この後、どうしなければならないでしょうか。枠内に答えを書いてください。

A：交通事故があった時は、負傷者の救護や警察への事故の届出等をしなければなりません。

駐車車両のように、現場に相手がいなかったり、相手がいても、その相手が事故現場から立ち去ったような場合でも、警察への事故の届出等は必要です。

● 道路交通法 第72条第1項（交通事故の場合の措置(抜粋)）

交通事故があったときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両等の運転者は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置を報告しなければならない。

【罰則】

- 救護措置義務違反（死傷事故の場合（ひき逃げ））
 - ・ 運転者（人の死傷がその運転者の運転に起因する場合）
→10年以下の懲役又は100万円以下の罰金
 - ・ 運転者（上記以外の場合）
→5年以下の懲役又は50万円以下の罰金
 - ・ 軽車両（自転車等）の運転者
→1年以下の懲役又は10万円以下の罰金
 - 報告義務違反（あて逃げ）
3月以下の懲役又は5万円以下の罰金
- } 軽車両の運転者を除く

＜指導のポイント＞

自転車も車の仲間ですので、警察への届出義務があります。そのまま立ち去ると道路交通法違反（救護措置義務違反、報告義務違反）に問われる場合があります。

相手が『人の乗っていない駐車車両』でも確実に届け出をしましょう。

また、交通事故を起こした場合は、怪我をしている人がいれば救急車を呼ぶとともに、警察官に事故の届出をしましょう

② 16歳未満は運転免許証を取得できない。【○】

A：運転免許は16歳以上でないと取得できません。

原動機付自転車や400cc以下のバイク等であれば16歳以上、普通自動車であれば18歳以上など、種別によって取得できる年齢が異なります。

● 道路交通法 第84条（運転免許(抜粋)）

第1項 自動車及び原動機付自転車を運転しようとする者は、公安委員会の運転免許を受けなければならない。

● 道路交通法 第88条（免許の欠格事由（抜粋））

第1項 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第一種免許又は第二種免許を与えない。

第1号 大型免許にあっては、21歳（政令で定める者）にあっては、19歳）に、中型

免許にあっては20歳（政令で定める者にあっては、19歳）に、準中型免許、普通免許、大型特殊免許、大型二輪免許及び牽引免許にあっては18歳に、普通二輪免許、小型特殊免許及び原付免許にあっては16歳に、それぞれ満たない者

● 道路交通法 第64条（無免許運転等の禁止（抜粋））

第1項 何人も、第84条第1項の規定による公安委員会の運転免許を受けないで、自動車又は原動機付自転車を運転してはならない。

《罰則》

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

《免許の拒否（要約）》

公安委員会は、運転免許試験に合格した者の中で一定の要件に該当する者については、免許を与えず、又は6月を超えない範囲内において免許を保留することができる。

<指導のポイント>

原付等の運転免許は16歳から取得できます。

運転する車に応じた運転免許を受けないで運転すると、無免許運転となります。

③ 自転車で歩道を走るとき、歩行者に気をつけて建物寄りを通行した。【×】

A：自転車の歩道での走る位置は、車道寄りです。

● 道路交通法 第63条の4（普通自転車の歩道通行）

第1項

普通自転車は、次に掲げるときは、第17条第1項の規定にかかわらず、歩道を通行することができる。ただし、警察官等が歩行者の安全を確保するため必要があると認めて当該歩道を通行してはならない旨を指示したときは、この限りでない。

第1号 道路標識等により普通自転車が当該歩道を通行することができることとされているとき。

第2号 当該普通自転車の運転者が、児童、幼児その他の普通自転車により車道を通行することが危険であると認められるものとして政令で定める者であるとき。

第3号 前2号に掲げるもののほか、車道又は交通の状況に照らして当該普通自転車の通行の安全を確保するため当該普通自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき。

第2項

前項の場合において、普通自転車は、当該歩道の中央から車道寄りの部分（道路標識等により普通自転車が通行すべき部分として指定された部分（以下この項において「普通自転車通行指定部分」という。）があるときは、当該普通自転車通行指定部分）を徐行しなければならず、また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。ただし、普通自転車通行指定部分については、当該普通自転車通行指定部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。

● 道路交通法施行令 第26条（普通自転車により歩道を通行することができる者）

道路交通法第63条の4第1項第2号の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

第1号 児童及び幼児 ※13歳未満の子供

第2号 70歳以上の者

第3号 普通自転車により安全に車道を通行することに支障を生ずる程度の身体の障害として内閣府令で定めるものを有する者

● 交通の方法に関する教則 第3章第2節2（走行上の注意（抜粋））

(8) 歩道を通るときは、普通自転車は、歩行者優先で通行しなければなりません。この場合、次の方法により通行しなければなりません。

- ア すぐ停止できるような速度で徐行すること。ただし、白線と自転車の標示によって指定された部分がある歩道において、その部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がいないときは、歩道の状況に応じた安全な速度（すぐ徐行に移ることができるような速度）と方法でその部分を通行することができます。
- イ 歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は、一時停止すること。

<指導のポイント>

歩道は歩行者優先ですので、自転車は歩道の車道寄りを、歩行者の通行を妨げないように徐行しなければなりません。また、歩行者がいなくても、スピードを出して歩道を走行することは非常に危険ですので、やめましょう。

④ 大阪では自転車条例により、自転車利用者は自転車保険の加入が義務づけられている。【○】

A：大阪府では、「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」で、「自転車利用者は、自転車損害賠償保険等に参加しなければならない。」と定められています。

これは、被害者の保護はもちろんのこと、自転車利用者が損害賠償を負った場合の経済的負担の軽減を目的としているので、必ず保険加入している自転車に乗るようにしましょう。

★ 過去の事故内容及び判決

- | | | |
|---|-----|--|
| 1 | 年 月 | 2013年7月（神戸地裁） |
| | 内 容 | 坂道を下ってきた小学5年生の自転車が、歩行中の62歳女性と衝突。女性は無意識不明。 |
| | 判 決 | <u>9521万円</u> |
| 2 | 年 月 | 2007年7月（大阪地裁） |
| | 内 容 | 歩道上で無灯火の15歳少年の自転車が、歩行中の62歳男性と正面衝突。男性は死亡。 |
| | 判 決 | <u>3000万円</u> |
| 3 | 年 月 | 2007年4月（東京地裁） |
| | 内 容 | 信号を無視した37歳男性の自転車が、横断歩道を歩行中の55歳女性と衝突。女性は死亡。 |
| | 判 決 | <u>5438万円</u> |

<指導のポイント>

自転車による事故でも上記のように、高額賠償となるケースがあります。

日頃から事故を起こさないよう安全運転に努めるのはもちろん、万一のときに備えて自転車保険に加入しましょう。

⑤ 自転車で下の絵のような「信号のない交差点」を右折するときは、絵のように車に続いて右折してもよい。【×】

A：車と同じように右折してはいけません。

● 道路交通法 第34条第3項（左折又は右折）

軽車両は、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿って徐行しなければならない。

● 交通の方法に関する教則 第3章第2節3（交差点の通り方（抜粋））

(3) 交差点（環状交差点を除きます。）での右左折は、次の方法でしなければなりません。

イ 右折は、次の方法でなければなりません。

(ア) 信号機などにより交通整理の行われている交差点では、青信号で交差点の向こう側までまっすぐに進み、その地点で止まって右に向きを変え、前方の信号が青になってから進むようにしなければなりません。なお、赤信号や黄信号であっても自動車や原動機付自転車は青の矢印の信号によって右折できる場合がありますが、この場合でも自転車は進むことはできません。

(イ) 交通整理の行われていない交差点では、後方の安全を確かめ、その交差点の手前の側端から30メートルの地点に達したときに右折の合図（手のひらを下にして右腕を横に水平に出すか右側の方向指示器を操作すること。）を行い、できるだけ道路の左端に寄って交差点の向こう側までまっすぐに進み、十分速度を落として曲がらなければなりません。

<指導のポイント>

自転車に乗って交差点を右折するときは、できる限り道路の左側端に寄り、二段階右折をしなければなりません。（右の図の矢印のように二段階右折する）

